

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要.....	1~4
2 令和8(2026)年度予算概要.....	5~9
3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 (子ども未来部所管分)	10
4 函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の骨子.....	11~13
5 函館市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の骨子.....	14~28
6 函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の骨子.....	29~32
7 函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例の骨子.....	33~35

1 令和7（2025）年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
保 育 所 保 育 料	1,048	子ども・子育て支援給付費相当分増	1,048
(国)総務費補助金	397	子ども・子育て支援事業費補助金 情報システム標準化経費（総務部所管分）	397
(国)衛生費補助金	438	保健所費補助金 A類疾病	438
指 定 寄 付 金	827	児童福祉施設維持補修費分 児童館等管理運営所要経費分増 遺児手当分増 育英基金分	27 200 300 300
ふるさと寄付金	2,654	企業版ふるさと納税基金分 児童福祉施設維持補修費分増	2,354 300
雑 入	14	ネーミングライツ収入 神山児童館分	14

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども未来総務費	7,625	地域子ども・子育て支援事業における 事業継続支援事業費 7,625	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 2,541 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 2,541
保育サービス費	156,421	保育サービス向上推進費減 △7,000 保育士等確保対策事業費減 △7,000 子ども・子育て支援給付費増 163,421 施設型給付費増 163,421	(国)子ども・子育て支援給付費負担金 76,369 (道)子ども・子育て支援給付費負担金 28,931
ひとり親家庭等支援費	495	母子生活支援施設委託料増 495	(国)児童福祉費負担金 247
子ども・ひとり親家庭等医療助成費	93,920	子ども医療助成関係経費増 70,299 子ども医療助成費増 70,189 その他諸経費増 110 ひとり親家庭等医療助成関係経費増 23,621 ひとり親家庭等医療助成費増 23,621	(道)子ども医療費補助金 7,300 (道)ひとり親家庭等医療費補助金 6,809 (その他)高額療養費立替金収入 △814 (その他)付加給付金等収入 2,137

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
母 子 保 健 費	9,385	母子保健医療費等給付費増 4,435 未熟児養育費増 4,435 妊婦支援給付金給付事業関係経費増 4,950 事業費増 4,950	(国)母子保健 費負担金 1,108 (国)出産・子 育て応援給付 金給付事業費 補助金 △5,600 (国)妊婦のた めの支援給付 費補助金 13,350 (道)母子保健 費負担金 1,950 (道)出産・子 育て応援給付 金給付事業費 補助金 △1,400

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
奨 学 給 付 金	△ 600	給付型奨学金減 △600	(その他)積立 基金運用収入 (青少年育成 基金) 135 (その他)青少 年育成基金繰 入金 △600
育 英 費	△ 360	育英金減 △360	(その他)積立 基金運用収入 (育英基金) 256 (その他)育英 基金繰入金 △616

[繰越明許費補正]
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 子 ども 未 来 費	地域子ども・子育て支援事業 における事業継続支援事業	7,625

(2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
積立基金運用収入	1,401	奨学基金分増	1,401
前年度繰越金	1,731		
貸付金収入	△ 538	現年度分減 滞納繰越分増	△1,219 681

[歳出]

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
管 理 費	△ 41	事務費減	△41 (その他)積立 基金運用収入 1,401
奨 学 金	△ 1,086	奨学資金貸付金減	△1,086
奨学基金積立金	3,721	奨学基金積立金増	3,721

2 令和8（2026）年度予算概要

(1)一般会計

[歳出]

民生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
小 学 校 入 学 祝 金 給 付 事 業 費	120,954	小学校に入学した子どもの保護者に対して，1人 10万円の祝金を支給	
親 子 ふ れ あ い 事 業 費	2,777	企業版ふるさと納税寄附金を活用し，子育て中の 親子が気軽に楽しめる音楽コンサートの開催	(その他) 企業版ふる さと納税基金繰入金 2,000
子 ども 家 庭 セ ン タ ー 関 係 経 費	14,827 (民生費分) 9,294 (衛生費分) 5,533	妊産婦・子育て世帯・子どもが抱える不安や悩み などの相談に対し，切れ目なく，漏れなく支援を 実施するほか，ヤングケアラーに対する理解促進 を図るため，小中学生向け出前講座などを開催	(国) 地域子ども・子 育て支援事業費補助金 34,327 (国) 児童虐待防止対 策等支援事業費補助金 349 (道) 地域子ども・子 育て支援事業費補助金 9,837
保 育 士 等 確 保 対 策 事 業 費	18,074	新規就労奨励金 8,000 保育士等資格取得後，市内の保育所等に初めて 常勤の保育士等として就労した者に20万円の新 規就労奨励金を支給 継続就労奨励金 8,600 市内の保育所等に1年以上常勤勤務した期間が 通算で3・6・9年に達した保育士等に10万円 の継続就労奨励金を支給 広報経費ほか 1,474	
乳 児 等 通 園 支 援 給 付 費	16,129	就労要件を問わずに時間単位等で柔軟に利用でき る乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の本格実施	(国) 乳児等のための 支援給付費負担金 12,096 (道) 乳児等のための 支援給付費負担金 2,016

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
施設型給付費	7,586,701	認可保育所，認定こども園，幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費の給付および第2子以降の保育料を無償化（無償化所要額120,441千円ほか） 認定こども園：53か所 私立保育所：5か所 新制度幼稚園：3か所 市立施設：2か所 広域施設：6か所	(国) 子ども・子育て支援給付費負担金 3,590,892 (道) 子ども・子育て支援給付費負担金 1,824,388 (道) 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 74,774 (その他) 保育所入所負担金 9,214
地域放課後児童健全育成事業費	1,151,382	学童保育料の軽減実施分 215,568 児童1人あたり月額6,000円（年額72,000円）の保護者負担の軽減 業務委託料ほか 935,814 放課後における児童の健全育成を図る学童保育を実施 小学校余裕教室等の公共施設 24か所 民家や私立幼稚園等の民間施設 58か所	(国) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 322,059 (道) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 322,059
子どもの居場所づくり推進事業費	10,637	民間施設において，子どもが自由に過ごせる居場所や学習スペースの提供のほか，地域などと連携したイベントや地域食堂の開催など，子どもの多様な居場所づくりを推進	(国) 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 5,318
子ども・ひとり親家庭等医療助成費	900,821	子ども医療助成費 762,406 高校生（18歳になる年度末）までの子どもの医療費を助成 延 330,089件 ひとり親家庭等医療助成費 138,415 ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費を助成 延 49,633件	(道) 子ども医療費補助金 91,739 (道) ひとり親家庭等医療費補助金 47,815 (その他) 高額療養費立替金収入 1,738 (その他) 付加給付金等収入 4,109

衛生費

(単位：千円)

事項	予算額	説明	特定財源
不妊治療等 助成事業費	3,144	医療保険対象外となる先進医療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成	(道)不妊治療等助成 事業費補助金 1,536
定期予防接種費	313,232	対象疾病 五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)、日本脳炎、麻しん・風しん、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、ロタウイルス、RSウイルスほか	

教育費

(単位：千円)

事項	予算額	説明	特定財源
私立学校運営助成費	153,006	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：15施設 助成対象人員：3,643人	
私立専修学校 運営助成費	15,497	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：4施設 助成対象人員：372人	

(2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	
積立基金運用収入	2,244	奨学基金分	2,244
寄 付 金	100	奨学基金分	100
前年度繰越金	1		
貸付金収入	13,196	現年度分 滞納繰越分	10,262 2,934
雑 入	1	支払督促申立手数料	1
歳入合計	15,542		

[歳出]

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
管 理 費	1,097	奨学資金運営委員会委員報酬 事務費	100 997 (その他)積立基金運用 収入 2,244
奨 学 金	4,704	奨学資金貸付金	4,704
奨学基金積立金	9,641	奨学基金積立金	9,641 (その他)寄付金 100
予 備 費	100		
歳出合計	15,542		

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	
一般会計繰入金	372	事務費分	372
前年度繰越金	125,957		
貸付金収入	61,906	貸付元金収入 現年度分 滞納繰越分 貸付金利子	61,875 43,535 18,340 31
雑入	1	支払督促申立手数料	1
歳入合計	188,236		

[歳出]

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
貸付事業費	52,935	母子父子寡婦福祉資金貸付金 その他所要経費	(その他)貸付元金収入 61,875
公債費	90,201	母子父子寡婦福祉資金貸付事業債償還元金 償還基準分 繰上償還分	
一般会計繰出金	45,100	一般会計繰出金 償還基準分 繰上償還分	
歳出合計	188,236		

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

(1) 改正理由

基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市青少年育成基金条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>4,693万円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>3,642万2,112円</u> とする。
2・3 (略)	2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

4 函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

学校教育法の一部改正に伴い，奨学金の貸与を受ける者の資格等に専修学校の専攻科に在学する者を加えるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

函館市奨学金貸与条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(奨学生)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき函館市の住民基本台帳に記録されている者の子弟であつて、次に掲げる条件を兼ね備えたものでなければならない。</p> <p>(1) 大学院、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程または専修学校の専門課程もしくは高等課程に在学すること。</p> <p>(2) 学資に乏しいこと。</p> <p>(3) 身体健康、学業優秀、性行善良であること。</p> <p>(4) 2人の連帯保証人が得られること。</p>	<p>(奨学生)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 大学院、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程または専修学校の<u>専攻科</u>、専門課程もしくは高等課程に在学すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(奨学金)</p> <p>第6条 市長は、奨学生に対して当該奨学生が在学する学校の正規の修業期間を限度として、毎年度予算の範囲内において奨学金を貸与するものとする。ただし、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める金額を超えることができない。</p> <p>(1) 大学院学生および大学生</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国公立の大学に在学する者 1月 30,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 私立の大学に在学する者 1月 40,000円</p> <p>(2) 高等専門学校学生 1月 14,000円</p> <p>(3) 高等学校生徒および中等教育学校の後期課程の生徒</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国公立の高等学校または中等教育学校の後期課程に在学する者 1月 10,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 私立の高等学校または中等教育学校の後期課程に在学する者 1月 14,000円</p> <p>(4) <u>専修学校生徒</u></p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 専門課程に在学する者 1月 30,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 高等課程に在学する者 1月 10,000円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(奨学金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ (略)</p> <p>(4) <u>専修学校学生および専修学校生徒</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>専攻科に在学する者 1月 30,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(返還の猶予)</p> <p>第8条 市長は、奨学生であつた者が、大学、大学院もしくは専修学校の専門課程に在学する場合または災害、負傷、病気その他やむを得ない理由により、貸与された奨学金を前条第1項に規定する</p>	<p>(返還の猶予)</p> <p>第8条 市長は、奨学生であつた者が、大学、大学院もしくは専修学校の専門課程<u>もしくは専攻科</u>に在学する場合または災害、負傷、病気その他やむを得ない理由により、貸与された奨学金を前条第</p>

期間内に返還することが困難であると認める場合には、その在学期間またはその理由が継続する期間奨学金の返還を猶予することができる。

1項に規定する期間内に返還することが困難であると認める場合には、その在学期間またはその理由が継続する期間奨学金の返還を猶予することができる。

5 函館市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の骨子

(1) 制定理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため

(2) 条例の内容

第1 趣旨

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (4) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (6) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。

(7) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

第3 一般原則

特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の

事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第5 面談

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況および当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

第6 正当な理由のない提供拒否の禁止

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第7 あっせんおよび要請に対する協力

特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第8 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児

等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

第9 乳児等支援給付認定の申請に係る援助

特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第10 心身の状況等の把握

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

第11 特定教育・保育施設等との連携

特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育および法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

第12 特定乳児等通園支援の提供の記録

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

第13 支払

特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定

により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の金銭の支払を

求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第14 乳児等支援給付費の額に係る通知等

特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

第15 特定乳児等通園支援の取扱方針

特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

第16 特定乳児等通園支援に関する評価等

特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第17 相談および援助

特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第18 緊急時等の対応

特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第19 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。第33条第2項第3号において同じ。）に通知しなければならない。

第20 運営規程

特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第21 勤務体制の確保等

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第22 利用定員の遵守

特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

第23 掲示等

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則

特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

第25 虐待等の禁止

特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26 秘密保持等

特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

第27 情報の提供等

特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なも

のとしてはならない。

第28 利益供与等の禁止

特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。）またはその職員に対し、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第29 苦情解決

特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもまたは乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示

の命令または当該市の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

第30 地域との連携等

特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第31 事故発生の防止および発生時の対応

特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市および当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第32 会計の区分

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第33 記録の整備等

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第34 電磁的記録等

特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定める

ところにより，乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て，当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と，乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該特定乳児等通園支援事業者は，当該書面等を交付し，または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し，乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては，特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は，乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は，第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類お

よび内容を示し，文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は，当該乳児等支援給付認定保護者から文書または電磁的方法により，電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該乳児等支援給付認定保護者に対し，第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は，この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において，第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付または提出」とあり，および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と，「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と，「提供する」とあるのは「得る」と，「書面等を交付し，または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と，同項第1号イおよび第2号中「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と，同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と，「受けない」とあるのは「行わない」と，同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と，第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と，第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と，「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と，「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と，同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と，第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と，「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と，「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等によ

る同意の取得」と読み替えるものとする。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

6 函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業が行われる場合における設備等の基準の特例に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識および技能の向上等)</u> 第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識および技能の向上等)</u> 第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(虐待等の防止)</u> 第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p><u>(虐待等の禁止)</u> 第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u> 第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項</u> (8)～(11) (略)</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u> 第17条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u> (8)～(11) (略)</p>
<p><u>(秘密保持等)</u> 第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)</p>	<p><u>(秘密保持等)</u> 第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)</p>
<p><u>(乳児等通園支援事業の区分)</u> 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業の区分)</u> 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育</p>

所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または地域型保育事業（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第1条に規定する地域型保育事業をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（職員）

第23条（略）

（新設）

（準用）

第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的

所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または地域型保育事業（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第1条に規定する地域型保育事業をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（職員）

第23条（略）

（設備および職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（準用）

第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

7 函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

函館市つつじ保育園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定員)</p> <p>第3条 函館市つつじ保育園（以下「つつじ保育園」という。）（次項に規定する定員に係る部分を除く。）の定員は、45人とする。</p> <p>2 つつじ保育園における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育（支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）に係る者を除く。）の定員は、15人とする。</p> <p>(乳幼児の保育等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 つつじ保育園においては、<u>支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</u>（次項から第4項までにおいて「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」という。）の特別利用保育を行うことができる。</p> <p>2 つつじ保育園における<u>教育・保育給付認定子どもの特別利用保育を希望する保護者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。</u></p> <p>3 市長は、つつじ保育園における<u>教育・保育給付認定子どもの特別利用保育が不相当であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または在籍している教育・保育給付認定子どもについて登園を一時停止し、もしくは退園させることができる。</u></p> <p>4 市長は、第1項の規定により特別利用保育を行った<u>教育・保育給付認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子どもの保育</u>)</p> <p>第6条 つつじ保育園（第3条第2項に規定する定員に係る部分に限る。次項において同じ。）において、<u>第3条第2項に規定する定員に係る教育・保育給付認定子ども</u>（次項、第3項およ</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 つつじ保育園における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第27条第1項に規定する教育認定子ども</u>（特別利用保育（支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）に係る者を除く。）の定員は、15人とする。</p> <p>(乳幼児の保育等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 つつじ保育園においては、<u>支援法第27条第1項に規定する教育認定子ども</u>（次項から第4項までにおいて「<u>教育認定子ども</u>」という。）の特別利用保育を行うことができる。</p> <p>2 つつじ保育園における<u>教育認定子どもの特別利用保育を希望する保護者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。</u></p> <p>3 市長は、つつじ保育園における<u>教育認定子どもの特別利用保育が不相当であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または在籍している教育認定子どもについて登園を一時停止し、もしくは退園させることができる。</u></p> <p>4 市長は、第1項の規定により特別利用保育を行った<u>教育認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(<u>教育認定子どもの保育</u>)</p> <p>第6条 つつじ保育園（第3条第2項に規定する定員に係る部分に限る。次項において同じ。）において、<u>同条第2項に規定する定員に係る支援法第27条第1項に規定する教育認定子ども</u></p>

び第5項において「教育・保育給付認定子ども」という。)の保育を希望する保護者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

2 市長は、つつじ保育園における教育・保育給付認定子どもの保育が不相当であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または在籍している教育・保育給付認定子どもについて登園を一時停止し、もしくは退園させることができる。

3 市長は、第1項の規定により保育を行つた教育・保育給付認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。

4 (略)

5 市長は、教育・保育給付認定子どもが保育を受ける時間帯として規則で定める時間帯以外の時間において保育を行つた場合(当該保育を行つた時間が当該時間帯と連続する前後のそれぞれ15分以内である場合を除く。)は、第3項の保育料と別に、当該保育に係る教育・保育給付認定子どもの保護者または支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、1日につき400円を保育料として徴収する。

6 (略)

(保育料の日割計算)

第7条 月の中途でつつじ保育園に入園し、またはつつじ保育園を退園した乳幼児または第5条第1項もしくは前条第1項に規定する教育・保育給付認定子どもに係る当該入園し、または退園した日の属する月の月額保育料(第4条第3項、第5条第4項および前条第3項の保育料をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1)・(2) (略)

(次項、第3項および第5項において「教育認定子ども」という。)の保育を希望する保護者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

2 市長は、つつじ保育園における教育認定子どもの保育が不相当であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または在籍している教育認定子どもについて登園を一時停止し、もしくは退園させることができる。

3 市長は、第1項の規定により保育を行つた教育認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。

4 (略)

5 市長は、教育認定子どもが保育を受ける時間帯として規則で定める時間帯以外の時間において保育を行つた場合(当該保育を行つた時間が当該時間帯と連続する前後のそれぞれ15分以内である場合を除く。)は、第3項の保育料と別に、当該保育に係る教育認定子どもの保護者または支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、1日につき400円を保育料として徴収する。

6 (略)

(保育料の日割計算)

第7条 月の中途でつつじ保育園に入園し、またはつつじ保育園を退園した乳幼児または第5条第1項もしくは前条第1項に規定する教育認定子どもに係る当該入園し、または退園した日の属する月の月額保育料(第4条第3項、第5条第4項および前条第3項の保育料をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1)・(2) (略)